［附属書Ⅱ］

**特　記　仕　様　書**

第１条　総則

　この特記仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）が、株式会社○○〇〇（以下「受注者」という。）との業務委託契約により実施する中小企業・SDGsビジネス支援事業「〇〇国〇〇〇〇案件化調査（中小企業支援型/SDGsビジネス支援型）」（以下「本調査」という。）に係る業務の仕様を示すものである。

第２条　本調査の背景

第３条　本調査の概要

1. 目的

提案製品・技術の導入による開発課題解決の可能性及びSDGs達成に貢献するビジネスアイデアの検討やODA事業での活用可能性の検討を通して、ビジネスモデルが策定される。

1. 成果
2. 提案製品・技術の導入により、開発課題解決やSDGs達成にどのように貢献できるかが明らかになる。
3. 提案製品・技術を活用したODA事業を含むビジネス展開に必要な情報の収集と整理がなされる。
4. 上記①、②をふまえたビジネスモデルが策定される。
5. 提案製品・技術の概要
6. 調査内容
7. 開発課題・SDGsへの貢献

ア）対象国・地域の開発課題

イ）国別開発協力方針との合致性

ウ）ビジネス展開を通じた開発課題やSDGsへの貢献可能性・開発効果

エ）既存ODA事業との連携及び新規ODA案件化の可能性

オ）日本国内地元経済・地域活性化への貢献

1. ビジネスモデル策定

ア）開発計画・政策・規制等

イ）市場分析（経済・社会動向、競合等）

ウ）現地適合性（価格、ニーズ、スペック、サービス等）

エ）進出形態やパートナー候補

オ）収支・資金計画

カ）ビジネスモデルの策定

キ）環境社会配慮　※対象案件のみ

ク）本調査終了後のビジネス展開方針

ケ）想定される課題・リスクと対応策

（５）対象地域

（６）実施体制

　　受注者を中心に○○○、△△△、□□□を外部人材として活用し、実施する。

（７）再委託又は下請負により実施する業務

契約約款第４条第１項ただし書の適用を受ける再委託又は下請負の業務は、以下のとおりとし、受注者が適切な監督、指示を行う。

第４条　留意事項

1. 共通仕様書第９条の２第１項第１号に基づき、受注者は、現地渡航の際に、現地又は第三国在住の業務従事者を除くすべての業務従事者に対して、治療・救援費用が5,000万円以上補償される海外旅行保険を付保する。現地又は第三国在住の業務従事者への付保条件は受注者の任意によるものとする。

第５条　成果品等

（１）本業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお中間成果品は進捗報告書、最終成果品は業務完了報告書とし、提出時期については以下のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 報告書名 | 提出時期 | 提出媒体・部数（言語） |
| 業務計画書 | 契約締結日から起算して10営業日以内 | 電子データ1部（和文） |
| 進捗報告書（中間成果品） | 20●●年○月○○日まで※進捗報告書（案）については提出期限の1か月前に提出すること。 | 電子データ1部（和文） |
| 業務完了報告書（最終成果品） | 20●●年○月○○日まで※業務完了報告書（案）（和文）については業務完了予定の2か月前に提出すること。 | 簡易製本1部、CD-ROM3枚（和文及び英文要約）※非公開箇所を設定する場合は、別途非公開版の報告書1部(簡易製本)、CD-ROM1枚を追加する。 |

（２）業務完了報告書の作成は共通仕様書第25条による。なお、各報告書等の記載項目は第３条（４）調査内容に準ずることとする。記載項目の変更に当たっては、発注者と受注者で協議、確認する。

また、報告書等の作成にあたっては、必要に応じて会議を開催することとし、発注者からのコメントを反映した報告書等を提出する。

第６条　その他

（１）月報

共通仕様書第7条第2号により作成する月報については、該当月の翌月の1日から5営業日以内に提出することとする。

（２）進捗報告

受注者は、本調査全体の進捗及び現地調査の結果等につき、発注者に対して適宜報告することとする。

以上